Question

4

# 株式の承継の進め方

**Q.** 株式の承継は、どのように進めるべきか? (分散している自社株対策を含む)

**要旨** 大企業と違い、組織的なガバナンス(企業統治)が存在しない中小企業では、多く の場合オーナー親族が大半の議決権を保有するほうが、経営の安定した会社運営ができる とされています。

後継者への株式承継に際しては、経営承継とバランスのとれた承継計画を考えるべきであり、株式承継のスキーム、タイミング、税負担の問題といった課題への対応が必要となります。

# 解説

# 1. 後継者への株式承継の考え方

後継者への株式承継は、単なる相続対策ととらえたり、資産承継単独で考えるべきものではなく、後継者及び親族への承継株式の割合やタイミング、スキーム等について、経営の承継とのバランスをとった承継計画を考えなければなりません。また、具体的な承継手法としては、売買・贈与・相続の3つが基本です。どの方法によるかは、両者の関係、経営承継とのタイミング、課税関係等の事情を勘案して適切な方法を選択すべきでしょう。

#### 2. 売買による方法

通常親族間では、生前贈与や相続により 自社株の承継を行うことが多いのですが、 親族外承継の場合は、売買によることが一 般的です。

非上場株式の売買の場合は、適正な時価での売買が基本であり、時価を下回っても上回っても、時価との差額に対して売主または買主に贈与税が課税されるリスクがあります。

時価が譲渡原価を超えている場合は、売

主に対して譲渡所得税が課税されます。

また、株式評価額が高い場合、買い取り 資金の調達も課題となります。

### 3. 贈与・相続による方法

親族内承継の場合は、贈与・相続といった手続きで、無償で後継者への自社株の承継を行うケースが一般的です。このうち生前の承継方法としては、暦年課税を使ってある程度時間をかけて自社株を後継者に贈与していく他に、株式評価が低いタイミングで、相続時精算課税によって贈与する方法もあります。

### 4. 分散した自社株の対策

過去の相続等により株式が分散している 場合は、承継後の会社の運営上さまざまな リスクを抱えることになりかねません。

このような場合、経営者が買い取るか、 あるいは会社が金庫株として買い取る等の 方法により、可能な限り株式を集約するこ とを考えるべきでしょう。







Ι

# 株式承継は経営承継とのバランスを 考慮し計画的に

# くご提案のポイント>

- ・株式の承継に当たり、後継者への株式の承継計画を策定する必要があります。
- ・株式承継計画は、単なる相続対策や資産承継単独の問題とは考えず、経営承継との バランスをとる内容でなければなりません。
- ・株式承継計画の策定、具体的な承継手法の選定に当たっては、法務面や税務面の課題も併せて検討する必要があり、専門家のアドバイスも受けるようにしましょう。
- ・自社株が分散している場合は、分散株式の集約等も検討すべきです。

### 1. 株式承継計画を策定する

後継者への株式承継は、かつては相続対策の問題と位置付けられていましたが、会社の経営と株式すなわち経営権は一体であり、経営の承継とのバランスをとった株式承継計画を策定することが必要です。まず現在の株主構成等を確認し、最終的に後継者やその親族にどの程度の株式を承継するのか、そのスケジュール、税負担等を考慮した承継スキーム等について、経営の承継計画とともに具体的な計画を立てましょう。その際には現在の経営者と後継者が一緒に考え、顧問税理士等の専門家にもアドバイスを受けるべきです。必要に応じて役員や従業員とも内容を共有することも考えるべきでしょう。

### 2. 具体的な承継方法

具体的な承継方法としては、売買・相続・贈与といった方法があり、一般的に、親族内 承継の場合は相続・贈与、親族外承継の場合は売買が用いられます。また、贈与には暦年 贈与、相続時精算課税制度による贈与があり、いずれの場合でも事業承継税制の適用も考 えられます。これらのスキームの選定に当たっては、現オーナーと後継者の関係、法務面、 税務面の影響、タイミング等も考慮し、専門家のアドバイスも受けて、慎重に検討すべき でしょう。

### 3. 株式が分散している場合

株式承継計画を策定するにあたっては、既述のとおり、現在の株主構成等の状況を正しく把握しなければなりません。過去の相続対策や資本政策によって株式が分散しており、後継者が安定した経営を行うのに支障となる可能性がある場合には、分散している株式の集約を検討する必要があります。具体的には、現オーナーや後継者等の個人による買取り、会社による自社株買い等の方法が考えられます。

また、名義株が存在する可能性がある場合、名義上の株主への確認の上、実質的な株主を把握し、株式承継計画に反映しなければなりません。





